

東京都児童福祉審議会 第2回本委員会 議事録

1 日時

平成16年9月16日(木) 18:00～20:25

2 場所

都庁第一本庁舎 33階 北側 特別会議室N6

3 会議次第

議事

「次世代育成支援のための施策の方向性について」

- (1) 資料説明
- (2) 意見聴取

4 出席委員

委員長 網野武博委員

委員 近藤恵子委員、鈴木祐子委員、瀬戸純一委員、高塚雄介委員、田辺まさ子委員、
玉木一弘委員、福田茂雄委員、藤井一委員、松谷克彦委員、山田昌弘委員、
米山明委員、江川修己臨時委員、工藤定次臨時委員、渡辺利子臨時委員

5 資料

- (1) 東京都児童福祉審議会委員名簿
- (2) 東京都児童福祉審議会行政側出席者名簿
- (3) 次世代育成支援地域行動計画について
- (4) 東京都児童環境づくり推進協議会「協議のまとめ」概要
- (5) 東京都児童環境づくり推進協議会提言「少子社会における東京の子育て支援」
- (6) 次世代育成支援懇談会発言要旨
- (7) 東京の子育て・子育てをめぐる課題について
- (8) 都における子どもと家庭に関する施策の概要
- (9) ファミリー・サポート・センターをご存知ですか？
(参考資料) 新宿区次世代育成支援計画素案 概要版

6 議事録(全文)

開会

○中山少子社会対策部計画課長 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中御出席を賜り

まして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の事務局の書記長を務めさせていただきます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の中山と申します。8月1日付で計画課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本審議会の委員の方の御出席について御報告させていただきます。本審議会の委員数は22名でございます。本日は、庄司委員、磯谷委員、鶴岡委員、中山委員、馬場委員、村井委員の6名の委員の方から、所用のため御欠席と連絡をいただいております。本日御出席とお返事をいただいている委員は16名でございます。大谷委員がまだお見えになっていらっしゃいませんが、定足数に達しておりますので、早速始めさせていただきたいと存じます。

初めに、お手元の会議資料を確認させていただきます。資料1は当審議会の委員名簿でございます。資料2は行政側の出席者名簿でございます。資料3は、次世代育成支援地域行動計画についての関係資料をまとめたものでございます。資料4は、東京都児童環境づくり推進協議会「協議のまとめ」概要でございます。資料5は、その協議会の提言の冊子でございます。資料6は、過去2回開催した次世代育成支援懇談会の発言要旨でございます。懇談会の委員の方の名簿も入っております。資料7は、「東京の子育て・子育てをめぐる課題について」ということで、大きく4つの項目に分けました統計資料集でございます。資料8は、「都における子どもと家庭に関する施策の概要」ということで、主として福祉保健局で扱っている事業を中心に施策を整理したものでございます。資料9は、「ファミリー・サポート・センターをご存じですか？」というパンフレットです。それから、参考資料といたしまして、「新宿区次世代育成支援計画素案」というのがございます。これは、今年の3月に計画の策定を先行してやっていただいた自治体が幾つかあるのですけれども、その中の1つである新宿区の例を御紹介するものでございます。最後に、本日は庄司委員が御欠席でございますが、コメントをいただきましたので、配布させていただきました。後ほどの御議論の参考にさせていただきたいと存じます。以上が資料でございます。

それから、本日の議事内容につきましては、後日、都の福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、臨時委員の御紹介をさせていただきます。6月23日の第1回本委員会開催以降、3人の臨時委員の方を委嘱いたしました。3人の方々には、専門部会、子ども権利擁護部会には既に御出席いただいておりますが、本委員会では初めてでございますので、改めて御紹介させていただきます。

まず、武蔵野大学現代社会学部助教授の渡辺利子委員でございます。専門部会と子ども権利擁護部会のメンバーになっていただいております。

次に、社会福祉法人子供の家、自立援助ホームあすなろ荘施設長の江川修己委員でございます。

○江川委員 よろしくお願ひします。

○中山少子社会対策部計画課長 江川委員につきましては、専門部会に入らせていただいております。

もうお一方、NPO法人青少年自立援助センター理事長の工藤定次委員でございます。

○工藤委員 よろしくお願ひします。

○中山少子社会対策部計画課長 工藤委員につきましても、専門部会に入らせていただいております。

続きまして、行政側のメンバーが、第1回本委員会のと きと変更になっておりますので、御紹介いたします。委員の皆様には既に御案内かと思いますが、この8月1日付で福祉局と健康局が統合し、福祉保健局が発足いたしました。これまでの福祉局子ども家庭部は、母子保健や周産期医療等の事業を取り込みまして、福祉保健局少子社会対策部として新たなスタートを切っております。これに伴っての人事異動がございました。資料2の「東京都児童福祉審議会行政側出席者名簿」をご覧ください。この中で、幹事を御紹介させていただきます。まず、当審議会の幹事長を務めさせていただきます、福祉保健局少子社会対策部長の朝比奈照雄でございます。

○朝比奈少子対策部長 朝比奈です。よろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 幹事を務めさせていただきます、福祉保健局企画担当部長の野口宏幸でございます。

○野口企画担当部長 野口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく幹事の福祉保健局参事、次世代育成担当の清水克則でございます。

○清水参事 清水でございます。よろしくお願ひします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく幹事の、福祉保健局児童相談センター次長の鈴木昭でございます。

○鈴木児童相談センター次長 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 その他のメンバーにつきましては、名簿をもちまして御紹介にかえさせていただきます。また、本日はテーマが「次世代育成支援のための施策の方向性について」ということですので、いつもの行政側のメンバーのほか、次世代育成支援懇談会に関係する行政側のメンバーも多数出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、網野委員長に進行をお願いいたします。

○網野委員長 それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第2回本委員会を開催いたします。いろいろとお忙しいところ御参集いただきましたが、今日は特に重要なテーマを審議していただくということで機会を設けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

6月23日に第1回本委員会を開催しました。それ以降、専門部会、里親認定部会、子ども権利擁護部会、それぞれの部会で、委員の皆様には大変熱心に審議を行っていただいております。

本日のテーマは、「次世代育成支援のための施策の方向性について」ということですのでございます。既に御承知かと思いますが、昨年7月ですか、次世代育成支援対策推進法が成立しまして、国、自治体、企業、それぞれの役割が規定されました。自治体としては、来年の4月以降、具体的に次世代育成支援のための行動計画を実施に移すということで、現在多くの自治体がそれを取りまとめ、新宿区の例も参考資料にございますが、具体的に取り組みの内容を策定しつつあります。

東京都も、本年度中には次世代育成支援行動計画を作成することになっております。この審議会としましては、それに向けて、東京での子育て支援、教育環境や生活環境の整備、仕事と子育ての両立支援、子どもなどの安全の確保などについて意見交換を行いまして、この計画がより実効性のある内容となるように、その一助としていきたいと思っております。既に事前にいろいろな資料を事務局から送付させていただいておりますけれども、意見交換に先立ちまして、次世代育成支援対策推進法の概要、それから、都としてのこれまでの次世代育成支援行動計画策定の取り組み状況、さらには、東京の子育て・子育てをめぐる課題、東京都における子どもと家庭に関する施策の概要などにつきまして、事務局から説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、お手元の資料3から資料9、及び参考資料について御説明させていただきます。委員の皆様方には、事前に送付させていただきましたので、本日は簡単に説明をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず資料3でございますが、次世代育成支援地域行動計画について、関係の資料をまとめたものでございます。1ページは、その総括表とでも言うべき資料でございます。左側に、「国の取組の方向」という項目、その下に、東京都児童環境づくり推進協議会の提言の内容。

右側には、「調査・統計から見る東京の子育て事情（主なもの）」という項目と、「次世代育成支援懇談会の主要な意見」と項目がございます。それぞれの内容は順次説明させていただきますが、これらの状況や、この審議会等での御意見も踏まえまして、東京都としての行動計画を、これから固めていくこととなります。

それでは2ページをお開きください。「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定について」ということとでございます。御案内のとおり、次世代育成支援対策推進法が、平成15年7月に成立いたしました。17年度からの10年間の時限立法でございますが、この期間に集中的、計画的に、社会を挙げて少子化対策に取り組むということとでございます。国が定める指針に則しまして、自治体及び企業がそれぞれ行動計画を策定することになっております。計画期間は10年ですが、5年目で見直しをいたします。東京都も、都としての地域行動計画を今年度末までに策定することになっております。国の策定指針で計画に包括すべき事項、大項目としまして、①から⑦までの項目が示されています。

また、東京都地域行動計画は、改正児童福祉法に基づく東京都保育計画と、母子及び寡婦福祉法に基づく東京都ひとり親家庭自立支援計画も含まれた計画とするということに位置づけられております。策定体制でございますが、都では、関係局で構成する地域行動計画策定協議会を既に立ち上げております。その協議会で基本的な計画を固めていくわけですが、その前段としまして、次世代育成支援懇談会というものも既に立ち上げて、御意見を伺っているところでございます。

3ページは法律の趣旨、4ページは次世代育成支援対策推進法の概要でございます。既に御案内の部分かと思しますので、説明は省かせていただきます。

5ページから9ページは、次世代育成支援対策推進法の条文でございますので、説明は省略いたします。

10ページの「行動計画策定指針<概要>」は、国が示した策定指針でございます。まず背景及び趣旨、それから基本的な事項、その下に「市町村行動計画及び都道府県行動計画」という項目がございます。策定に関する基本的な事項ということで4点掲げられております。内容につきましては、10ページから11ページまでにわたっておりますが、7項目が示されております。この指針を参考に、それぞれの自治体が計画を策定することになっております。各施策の目標設定に当たっては、可能な限り定量的に示す等、具体的な目標を設定することとされています。

12ページは、一般事業主に対する行動計画の指針でございます。まず基本的な事項のところですが、事業主の行動計画の期間は、おおむね2年間から5年間の範囲とされています。内容に関する事項は、3項目が示されてございます。「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」、「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」、「地域における子育て支援等」という3項目でございます。

13ページは、特定事業主に対する行動計画の指針です。国及び地方自治体は、特定事業主として行動計画を定めることになっております。例えば東京都の場合ですと、東京

都民を対象とする全体の行動計画をつくるほかに、東京都庁職員を対象とした行動計画も特定事業主として定めるということになります。

資料4の「東京都児童環境づくり推進協議会『協議のまとめ』概要」は、資料5にあります、東京都児童環境づくり推進協議会提言「少子社会における東京の子育て支援」の、総括表としてお示しさせていただいております。平成15年12月24日にいただいたものです。

「はじめに」という欄がございますとおり、本協議会では、『少子社会における東京の子育て支援』をテーマに、東京の子育て環境の現状を踏まえ、少子化が進む中、東京の特性に合った子育て支援施策のあり方を検討するため、協議を実施しました。協議を踏まえて、具体的な子育て支援策について9つの提言と、施策を充実させる上で配慮すべき7つの視点を提案しており、東京は子育てに厳しい環境にあるが、大都市としての優位性を最大限に生かし、「子育てに希望と連帯感の持てるまち・東京」の実現をめざすべきとしております。

まず、基本的な考え方として、「少子化」に関する人々の認識、東京の特性を踏まえた子育て支援の必要性という2つの事項について、述べられております。以下、ご覧のとおり、「東京の子育て支援に関する9つの提言」、「子育て支援策を充実する上で配慮すべき7つの視点」が述べられています。最後に、「結び」として、自信と希望に満ちた次世代の親育ちを強化するということと、「子育てに希望と連帯感が持てるまち・東京」を実現するということが述べられていますが、私どもが次世代育成支援行動計画を策定する際の参考とし、この協議会の提言を積極的に取り入れていくということでございます。

資料5は、提言としてまとめたいただいたものの本文でございます。本文の中には、関係資料、委員の名簿、関係する用語の解説と基本的なデータ、委員の方々の個々の意見などもまとめさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

資料6は、次世代育成支援懇談会での発言要旨ということでまとめさせていただいております。第1回目は平成16年5月31日に、第2回目は7月16日に開催いたしました。委員の名簿が入っていると思いますが、第1回目は全くのフリートークということで、それぞれの委員の方に意見をいただきました。第2回目は、本日の資料7の目次でございます4つの〇、上から申しますと、乳幼児期の子育てをめぐる課題、子育て期の家庭と仕事の両立をめぐる課題、学齢期から思春期における児童の過ごし方、青少年の自立をめぐる現実、この4つをテーマに、それぞれの委員の御意見をいただきました。この発言要旨は、いただいた御意見を事務局が項目ごとに整理し、まとめたものでございます。

資料7は、東京の子育て・子育て環境に関する統計の資料でございます。ざっと御説明いたします。

まず、乳幼児期の子育てをめぐる課題ですが、1ページは核家族化の割合ということで、子育て世帯の核家族化割合を、東京都と全国で比較したものです。2ページは、就学前の子どもの日中の世話をだれが行っているかという資料。3ページは、子育てへの負担感や子育てへの自信喪失について調査した資料でございます。4ページは、子育てサービスの参加状況・

一時的なサービスの利用状況ということで、在宅で子育てしている家庭に対して調査をしたもの。5ページは公的機関の利用ということで、子育てに関係するさまざまな公的機関の利用状況が示されております。6ページは、公的機関を利用しなかった理由について調査したもの。7ページは、子育ての相談相手としての条件ということで、母親に対して調査したものでございます。8ページは、あればよい在宅支援サービスということの資料。「緊急時に預かってくれる」というのがかなり高い割合となっております。9ページは、保育サービス以外の子育て支援サービスへの期待ということで、保育サービスのほかにどのような子育て支援サービスがあればいいかということ、父親、母親それぞれに調査したものでございます。10ページは、地域の子育て活動の参加意向ということで、参加したいものがあるかないか、参加したいものがあれば、それはどのようなものかということ、父親、母親それぞれに調査しております。親の年齢別に整理してございます。

それから、子育て期の家庭と仕事の両立をめぐる課題としましては、11ページに東京の共働き率を示してございます。子どもの年齢区分別に、共働きであるか、ないかという状況を調べたものでございます。12ページの父母の就業形態は、父親、母親それぞれがどのような就業形態であるか、正社員、派遣、あるいはパートなどの区分をしまして、さらに正社員については、おおむね定時退社できているか、恒常的に残業があるかなどの、いろいろな状況をお尋ねしたものでございます。13ページは、首都圏における女性の就業状況ということで、いわゆるM字型カーブでございませうけれども、女性の労働力率を東京都、首都圏、全国で比較した資料でございませう。14ページは、母親の仕事をやめた経験の有無と、やめた理由を調査したものでございます。15ページは、女性が職業を持つことについての考え方ということで、女性の考え方、男性の考え方それぞれをお尋ねしております。年齢別で整理した表と、共働き状況別で整理した表と2つございませう。16ページは、出産や子育てに必要なと思われることを、3つ以内の複数回答で調査した中身でございませう。母親の回答では特に、子育てに理解ある職場環境の整備というのが、一番高い割合となっております。父親の回答では、育児手当などの充実という項目が高い割合を示しています。17ページは、子育てをしながら働く上での問題点ということで、父親、母親それぞれに、3つ以内の複数回答で問題点を上げていただいております。18ページは、子育てと仕事の両立に当たり重要なことということで、事業所、従業員に対して調査したものでございます。

19ページは、学齢期から思春期における児童の過ごし方ということで、小学生の放課後の生活の実態を調べたものでございます。20ページは小学生がいつも遊ぶ場所の調査。21ページは、中高生の居心地のよい場所の調査ですが、自宅の自分の部屋が一番高い割合となっております。22ページは、中高生の地域活動やクラブ活動への参加状況ということで、核家族、母子家庭、3世代、その他の世帯と、世帯状況別に区分けし、学校や地域で活動していることを複数回答していただいた資料でございませう。23ページは地域の人々との交流。隣近所とのつきあいをよくしているか、地域の文化・スポーツクラブへの参加をよくしているかということについて、子ども、大人でそれぞれお尋ねしたものです。24ページは、

子どもの育成支援のため、地域にどのような役割を期待するかの調査。25ページは、子どもの育成を支援するため、地域にどのような人材が必要かという調査です。26ページは、ボランティア活動に参加したことがあるかないか、それから、以前は活動していたが、今はしていないと回答した理由についてお尋ねしたものです。27ページは、子どもの育成を支援するため、ボランティア活動に参加したいかどうかということをお尋ねしたものでございます。

28ページは、青少年の自立をめぐる現実ということで、まずフリーターの数と比率の推移を示しております。フリーター数とフリーター比率の、90年から01年までのデータでございます。注意書きのところにありますが、「フリーターとは、15～34歳の若年のうち（学生と主婦を除く）、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」のことで、その下に、内閣府「国民生活白書」によるフリーターの定義を載せてあります。29ページは、フリーターと正社員の比較ということで、年収及び納税額を比較しております。フリーターと正社員の賃金格差は3.7倍、フリーターの納税額は正社員のおよそ5分の1というデータが出てございます。30ページ、フリーターに対するイメージですが、フリーターの生き方について好ましくないと思うと答えている方が8割を超えている。好ましいと答えた方は、男女の20歳代では3割を超えているということでございます。もともとフリーターになりたかった人は少ないということで、現在フリーターと呼ばれる方であっても、正社員を希望されている方が非常に多くなっています。31ページは、卒業学校別フリーター数の推移ということで、高校卒業者と大学卒業者に分けて、フリーター比率と就職者比率をお示ししてございます。32ページは、若年失業者数、失業率の推移ということで、1990年から2001年までの失業者数及び率のデータでございます。33ページは児童養護施設等就労自立追跡調査の概要です。児童養護施設などを離れて就職なり進学なりした方々の状況について、追跡調査を行った結果の概要でございます。

次に資料8ですが、「都における子どもと家庭に関する施策の概要」ということで、主だった施策を整理させていただいております。

1ページは保育サービスということで、保育施設の類型を整理してございます。御案内のとおり、保育施設には認可保育所と、それ以外の認可外保育施設というのがございますが、認可外保育施設はさらに様々な分類ができます。東京都の認証保育所をはじめ、様々な認可外保育施設の状況を掲げさせていただいております。また、参考として、幼稚園での預かり保育の状況を示しております。2ページは、都内の認可保育所数と定員の推移、昭和52年度から平成16年度までの状況でございます。3番のところで、認可保育所の入所児童数、待機児童数、待機率を年齢区分ごとにお示ししてございます。参考までに申し上げますと、平成14年度から保育所の待機児童の定義が改定されております。旧定義では、認可保育所の入所申し込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数をすべて待機児童と申し上げておりましたが、新定義では、自治体独自の施策等で保育を受けている方などは、待機児童から除くということになりました。3ページは認可保育所における保

育サービスの実施状況ということで、(1)では、零歳児保育の実施率と、何か月から預け入れ可能かという月別の預け入れ状況を公立、私立別に示しております。(2)は、延長保育の実施率と、公立、私立それぞれ、何時間の延長保育を行っているかというデータ。(3)は障害児保育の実実施施設数と実施率、(4)は一時保育の実実施状況、(5)は病後児保育の実実施状況でございます。4ページは東京都認証保育所制度の目的と特徴、平成16年4月1日現在の開設状況をお示ししてございます。

5ページは子ども家庭支援センターの事業概要です。都の単独事業でございますが、子どもと家庭に関する総合相談や、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、地域のボランティア等の組織化などの事業を行うもので、都内の各自治体に1か所設置することを目標としています。

6ページは子育てひろばの事業概要です。身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、子育て家庭のつどいの場を提供するというもので、事業の種別はA型、B型、C型と分かれています。その事業内容と設置状況をお示ししてございます。

7ページは子ども家庭在宅サービスの状況です。在宅サービスの中には、ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育、訪問型一時保育、産後支援ヘルパーなどのメニューがございます。それぞれの内容と、平成15年度の補助実績をお示ししてございます。

8ページは、児童健全育成に関する施策です。1番目の学童クラブは、おおむね10歳未満の児童の放課後の健全育成事業で、平成15年度の実績を掲げさせていただいております。2番目は東京都児童会館。都立の広域大型児童館として渋谷区に児童会館がございますが、その内容と利用状況です。3番目は地区児童館、4番目は児童遊園ということで、都内の設置状況等を掲げさせていただいております。

9ページは手当に関する施策でございます。1番目の児童手当は国の制度で、小学校3学年修了前までの児童を養育する方に、第1子、第2子は5,000円、第3子以降は10,000円の手当が支給されるというものです。所得制限がございます。2番目の児童育成手当は、都の単独事業で、育成手当と障害手当がございます。手当額は、育成手当が月13,500円、障害手当が月15,500円です。支給実績は御覧のとおりです。3番目の児童扶養手当は国の制度でございますが、いわゆる母子世帯に対しての手当ということで、所得制限がございます。支給実績は御覧のとおりです。

10ページは、養護需要の推移についてということで、乳児院、児童養護施設、養育家庭、それぞれの定員と入所児童数、入所率などをお示ししてございます。平成6年度から平成15年度までの状況となっております。

11ページのA3のペーパーは、社会的養護の体系でございます。大きく、家庭的養護と施設養護に分類されますが、都で現在行っているそれぞれの事業の概要を、関係図にしてお示したものでございます。家庭的養護の中には、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親、グループホームといった事業がございます。施設養護の中には、都立と民間の児童養護施設、それから乳児院がございます。

12ページは児童自立支援施設の概要です。これは、以前は教護院と呼ばれておりましたが、現在は、児童自立支援施設となっております。不良行為をした児童、又はそのおそれのある児童等を入所させて必要な指導を行い、その自立を支援する施設でございます。現在都内には、都立の施設が2か所ございます。

13ページは自立援助ホームの概要です。児童養護施設の退所児童等であって、義務教育終了後就職した児童に対して、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、自立に寄与することを目的とした施設でございます。本年8月1日現在、都内では8か所、定員枠76名でございます。

14ページは、ひとり親家庭推定世帯数等一覧表ということで、昭和61年度から本年度まで、それぞれの推定世帯数などを調べたものでございます。

15ページは、ひとり親家庭に対する東京都の事業を、体系的に整理したものでございます。相談、子育て支援、生活の場の整備、就労支援、経済的支援、総合支援事業といった区分でそれぞれの事業を整理してございますので、御覧いただきたいと存じます。

16ページは、児童相談所の目的、事業内容等を整理したものでございます。都内では児童相談センターを含め11か所ございまして、そのうち一時保護所を設置しているのは5か所で、定員は128名でございます。

17ページは、児童相談所の相談別受付状況ということで、相談の種類ごとに、平成11年度から平成15年度までの相談件数を整理したものでございます。

18ページは、児童虐待の防止ということで、これまでの東京都の取り組みを掲げてございます。1番目の児童相談所の機能強化ということでは、虐待対策班の設置や、通年開所等の新しい事業を行ってまいりました。2番目の児童虐待防止区市町村ネットワーク事業は、平成14年度に開始しましたが、子ども家庭支援センターを中核として地域での児童虐待防止のネットワークを構築するというもので、平成15年度末では、20区市において設置されております。

19ページの子ども医療課関係医療費助成制度の概要のところでは、子ども医療に関する東京都の取り組み状況が出ております。未熟児の養育医療や身体障害児の育成医療給付、結核の児の療育給付、小児慢性疾患医療費助成、妊娠中毒症等医療費助成、特定不妊治療費助成等の施策を行っております。

20ページは横書きになっていますが、母子保健事業のライフステージ別体系図ということで、母子保健の事業を、思春期から結婚、妊娠、出産・出生、子どもの年齢別で、区市町村と東京都のそれぞれの取り組みについてお示したものでございます。

21ページは、東京都が実施している母子保健サービスの事業内容でございます。

22ページは、区市町村事業としての母子保健のサービスを整理したものでございます。

23ページは、子どもを犯罪に巻き込まないための福祉保健局の取り組みということで、平成15年10月に緊急提言ということでまとめたもののうち、福祉保健局で取り組むべき課題を整理させていただいております。

資料9は、ファミリー・サポート・センターの御案内パンフレットでございます。

それから参考資料として、新宿区の次世代育成支援計画をおつけしております。新宿区は、先行してこの計画をまとめた自治体の1つですが、今年の3月時点での素案でございます。

最後に、本日御欠席の庄司副部長から、次世代育成支援のための施策の方向性についてということで御意見をいただきましたので、配布させていただいております。

以上、長くなりまして大変恐縮ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○網野委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、次世代育成支援の行動計画策定に向けての、これまでの様々な取り組み状況、それから東京の子育て・子育ての課題、施策の現状、具体的な細かい統計資料も含めて、詳しく説明をいただきました。少し補足させていただきますと、次世代育成支援対策推進法は、これまでの少子化社会への取組み、いわゆるエンゼルプランとか新エンゼルプランと異なるといいますか、共通点は多いわけですが、かなり積極的に次世代育成の方向を打ち出したという点で、それまでの状況と少し違っている面があるかと思えます。

1つは、今でこそ子育て支援という言葉が広く普及しています。しかし、子育て支援という言葉を超えて、次世代育成支援という言葉で定着させようとする具体的な政策が始まったと言っていいかと思えます。言うまでもなく、少子化が進んで、東京都でも合計特殊出生率が1.0を下回るという状況があるわけですが、従来の子育て支援というのは、どちらかという、保護者、親御さんがいろいろと大変な状況の中で、社会や自治体、国、様々な関係者がサポートしましょうという姿勢、あくまでも中心を保護者、親に置いてきたかと思えます。さらに続くこの少子化の傾向の中で、次世代育成支援という言葉で完全に前面に打ち出したのは、すべての子ども、次代を担う、次の社会を担う子どもたちを、社会すべてが責任を持って、健やかに生まれ、育つ環境を、もっと積極的に、本気でといいますか真剣に考えなくてはいけない、こういう趣旨がかなり加わっているかと思えます。したがって、子育て支援対策というようなこれまでの趣旨をさらに強化する、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育つことができるようにという趣旨が、これまでと違って、より積極的な視点が加わったということだと思えます。この点は、今日の議論でも関連してくるかと思えます。

もう1つの特徴は、実際に私自身も次世代育成支援対策の行動計画策定指針、ガイドラインの作成にかかわった一人として、これまでと非常に違った点を指摘しますと、国や自治体の責任というのは、だれもがほぼ理解できることなんです、事業者、具体的には圧倒的に民間企業になるかと思えますが、その事業者、企業の次世代育成支援に関する義務、明確に役割を果たすべきという考え方が非常に強く打ち出されたということです。ちょうど昨年は、例えば小泉内閣が父親の育児休業の取得率を10%まで高めようとか、スローガンではありますが、それらに見られますように、職業生活と家庭生活の両立ということが相当重要

な眼目に含まれた。社会の中でも、とりわけ企業、圧倒的な役割を果たしている企業に働いているお父さん、お母さん方を完全に視野に入れた部分、あるいは、働こうとしても働きにくい、あるいはやめざるを得ない、そういう女性の方々を完全に視野に入れた次世代育成支援、これも1つの大きな特徴かと思います。

これらも含めて、先ほど資料や状況を非常に丁寧に細かく説明していただきましたので、これからの時間、具体的に、計画策定に向けて東京都がとるべき方向、あり方について、自由に御意見をいただければと思います。御質問もいろいろとおありかと思いますが、できるだけそれぞれの立場から自由に御意見をいただければと思います。そこで、全体的な考え方もいろいろあるかと思いますが、先ほど、資料3の2ページのところで、国の策定指針で計画に包括すべき事項として7つ項目があるというお話がありました。例えば、具体的にいろいろとご意見をいただく際、このような項目に沿って御意見をいただくということも1つの方法かと思います。また、東京都児童環境づくり推進協議会の提言について紹介いただきました。それから、次世代育成支援懇談会での具体的な意見についても説明いただきましたし、机上に配られていますが、今日御欠席の庄司委員からも施策の方向性についてという御意見をいただいています。これらも視野に入れながら、どうぞ自由に御意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○松谷委員 松谷と申します。精神科医です。

今の世の中というのは、人と人との生のかかわりが非常に薄い時代ではないかなという気がします。ですから、子育てのネットワークというか、支援を通じて、もう一度やはり人と人のかかわりというのが再構築されるといいのではないかなと思っています。

今お話をお聞きして、これだけのネットワークが既にできているのかと改めて認識しました。しかし、では、これだけのネットワークが、実際の子育てをしていらっしゃる親御さんにどのくらい周知されているかということになると、実際、子育て中のお母さんなどのお話を聞くこともあるのですが、まだ十分ではないのかなという感じがします。ネットワークが機能するためには、やはりそのネットワークというものが生きていないと意味がないと思います。ですから、今後さらにネットワークを充実させるためには、マンパワーの面でもシステムの点でも充実するということが必要でしょうけれども、そのネットワークをどのようにオリエンテーションしていくかということをやはり考えていく必要があるのかなという気がいたしました。

具体的に言うと、子育ての支援というのはやはり妊娠中からスタートしていると思います。婦人科で妊娠ということがある程度確認された段階から、どのくらいかかわれるか。既に保健師さんなどが一部かかわってはいらっしゃると思いますが、ただ、まだこれは片手間にやっているという状態で、しっかり制度化されているものではないと思うんです。ですから、妊娠の6か月とか、何か月のときには、制度としてそういうアドバイザー的な方がかかわるということが必要なのではないかなという感じがしました。そのかかわりと

いう点に関しては、先ほど申し上げたように、利用者の方も、そういうサービスを積極的に利用するというか、積極的に行って、利用するということがなかなかできない現状もあるんですね。ここからはプライバシーの問題もあるとは思いますが、妊娠中からの妊婦さんへの訪問事業とか、新生児訪問とか、そういうものをもうちょっと充実して、その中で、これだけのネットワークがあるということ、子育ての支援がこれだけなされているということのオリエンテーションをしっかりとすることが必要ではないかと感じています。新生児訪問も、現状では1回なんです。1回だけだと、何となく様子がわかるということしかできないと思うんです。もちろんイギリスのように出産後毎日来るところまでは行かないにしても、やはり人をつけて、回数を増やして、実際に、子育ての現場、御家族のいるところにこちらが入っていくという形をしないと、利用者の方もそういうシステムがあるだろうなと思いつつも、結局待ちの姿勢でいて、そのことが、結果的に支援のタイミングが遅れるということになるかもしれないですね。

そういう意味で、最初の3歳までの支援というものをもう少し積極的にできるようなことが制度化されると、今できているネットワークというものが活用される割合が増えていくのではないかと印象を持っております。

○網野委員長 ありがとうございます。

先ほど、資料8の7ページで子ども家庭在宅サービスの説明をいただきましたが、訪問事業は、確かに日本ではあまり定着していませんね。その中の産後支援ヘルパー、これが今おっしゃっていただいた趣旨とかなり関連するところがあると思います。実際にどのように活用されているか、担当の分野の方に御説明いただくと参考になったかと思いますが、特に産褥期と呼ばれる時期や新生児期と呼ばれる時期の、これもまさに支援の重要なポイントということで、人と人のかかわりを広げていくという趣旨の出発点にもなるでしょうし、この点をまた踏まえて議論を進めていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○工藤委員 言いたいことが2つあります。

西多摩保健所では、5年前から思春期専門委員会というのを、地域のネットワークづくりとして行ってきています。今日もその会合が行われたんですが、東京都が予算をくれなくなってしまって、今年からは一切何も出ないそうです。それはいいのですが、そこでは精神科や小児科の医師とか児童相談所の職員、あるいは臨床心理士や保健師さんたちが集まって、地域で諸問題を相談に行く場所があるのか、相談できる人間がいるのかということで、地域のネットワークを調べまして、民間と公的なものを集めて、資料をつくって配付したということがあります。一般家庭には行き渡らず、専門機関にしか送る予算がなかったので、わずか150部ほどつくって終わりになりましたが、もう少し地域的なネットワークを組織して、子育て全般を支援していけたらいいなと思います。私どもの地域では保健所がやりまし

たけれども、各地区でどこかそういう核があってサービスが提供できたら、もう少し活動しやすいし、情報が行き渡るのではないかというのが1点です。

もう1つは、実は子育て支援というような形や、次世代育成支援対策推進法では、おおむね義務教育が終わる15歳までなら多分キャッチできると思うんですが、それ以降の年代はどうなのか。高校に行かなかったり、あるいは中退したりとか、様々な事情の人間がいる。こういう方たちが、実はニート（NEET）と言われたり、引きこもりと言われているような部分を形成している。そして、家庭内において、特に母親の、極めて大きな重圧となっているという事実もあります。

いわゆる子育て支援という観点を、もう少し自立支援というような形にとれるような部分、しかも、労働施策ではなくて、ほかの部分で何ができるのかと考えますと、例えばイギリスでは、自立と参加という2大スローガンがあります。子どもたちをどういう方向に向けさせるのかという意味で、自立というのは基本的には就労です。しかし、いろいろな就労施策をとっても、それでもなおかつ、数十万という単位の間が参加できていない。その事実が変わらない。それは一体何なのかということで、孤立化させないための施策、いわゆる参加という方向が出てきました。日本語で言えば、どういう言葉なんだろうね。居場所とか、たむろできるとか、あるいはゆったりできるとか、コミュニケーション能力をつけられる仲間づくりであるとかというようなことでしょうか。

しつけの部分もあると思います。例えばそういうお子さんたちに対して、親が教育できているのかという問題からいいますと、社会的な教育というものがなされていない。そうすると、その社会的教育がなされていないために社会参加ができないというパターンができてしまう。個々の社会的な基礎部分の教育というような部分をやはりもう少し広い範囲で見たいかなくてはいけない。次世代育成という部分であれば、労働施策ではなくて、福祉とは言いませんけれども、一般的な課題としての方向性として持っていただければ、かなり大きな効果が上げられるのではないかと考えております。そして、緩やかにそれが就労とか、仕事へ、自立へ向かっていけば、それはそれでかなり意義があるのではないかと考えております。

あまり低年齢層の部分だけが子育て支援となってしまうと、ちょっと違うかなと。子育て支援とは一体何かといえ、自立できるまで、親が養育しなければいけないと考えるのであれば、子育てというのはもうちょっと長いスパンを考えた上で考えるべきではないかと考えております。

以上です。

○網野委員長 特に2つ指摘していただきましたが、1つは、やはり人的な資源と言いますか、制度や枠組みがいろいろとできても、どういう人たちが、特に専門家がどういう組み方をして有効に動くことができるかということだったと思います。

それから2番目の点は、先ほどもいろいろと説明いただきましたが、次世代育成支援は、ある意味ではもうライフサイクルすべてにわたっていると言っていいのではないかと考えております。例

えば現在の子どもが親になること、子育てをすることということも全部視野に含めて。その場合に、例えばフリーターという生き方があまり好ましくないと受けとめている人の割合が高いという統計資料を紹介いただきましたが、そういうことも含めて、今、工藤委員のお話しされたことが、非常に関連して、具体的にどうしたらいいかという部分も含めて出てくるかと思います。

○山田委員 私、今日は言いにくいというか、多分多くの人はあまり触れてもらいたくないというところをちょっと言わせていただきます。

まず第1点、私は10年来同じようなことを何度も言っているのですが、ここにいろいろな統計数字で述べられているものは、平均値であるということです。今、私が社会学者として調査したり、様々な経済学者、社会学者等が指摘しているのは、やはり二極化、特に経済基盤の二極化なんですね。つまり日本で中流社会が崩壊して、いわゆる夫はサラリーマン、妻が専業主婦で何とか暮らせるというような家族がだんだん少なくなっている。その事実認識をどう考えるかというのを、実はここで考えてほしいわけです。

例えば教育に関しても、報道されるように、一方で、小さいころから胎教、お受験と、子どもに何百万円もつぎ込む親がいるかと思えば、ネグレクトで放っておく親も出てきます。児童虐待も、豊かな生活をしている専業主婦が行う虐待もあれば、逆に、できちゃった結婚で、フリーターで、お金がない中で行う児童虐待もあるというように二極化していますし、単に同じフリーターといっても、本当にフリーで活躍して年収何百万円も稼ぐフリーターもいれば、そういう人は報道されやすいですけども、逆に登録スタッフと言われるように、ほとんど他者とのコミュニケーションもないまま日雇いのような形で働くフリーターも出てきているわけです。

さらに、工藤委員が自立と言われましたけれども、私はパラサイトシングル論の提唱者ですが、親に収入があって、たとえ年収100万円、200万円でも親のもとでリッチに生活できる若者もいれば、工藤委員や江川委員が指摘なされているように、例えば18歳、20歳ぐらいで養護施設から出て、親の何の援助もなく低収入でやっている若者も存在している。あと、共働きといっても、医者夫婦、教員夫婦、公務員夫婦といったような、制度を利用してリッチに子どもを育てている共働き夫婦もいれば、フリーター同士で年収2、300万円の中で、20歳ぐらいで子どもが生まれてしまったという共働き夫婦もいるわけです。

そういう多様化してきた、特に経済的に二極化してきた子育て状況、若者状況を1つの施策でくくれるのかというのが、私の元来の疑問なんです。松谷委員が周産期の周知のお話をされましたけれども、インテリママにとってはそんなものは当たり前で、余計なおせっかいかもしれないし、逆に何の知識のないまま産んでしまった人にとっては、こちらから出向かなければ知識がないかもしれない。つまり、様々な多様化した若者、子育ての状況に関して、階層別と言うと行政は絶対に嫌いますので、何と言ったらいいのかわかりませんが、でも、実はそこまで踏み込む勇氣があるかどうかというのを、私は行政の方に聞きたいです。

結婚対策等で、あることを言うと、必ず行政から削除されます。ここで言ってしまいますけれども、私は、収入の低いフリーターの男性は結婚しにくいというのはあって、それは少子化のかなり大きな原因だと思っています。私、新聞に書いたら、その部分の削除を要求されましたし、行政報告書に書いても、やはり削除を要求されたという経緯があります。でも、それが実は、実態なわけです。そういうことも含めて、ここで踏み込めるのか、それともやはりそういうのはなしにして、一律の施策を進めていくのかということを考えてほしいなと思っています。

特にネットワーク、地域といった場合、私、実は文部科学省の委員もやったんですが、20歳で、茶髪で、パチンコに行ってしまうようなヤンママと、子育てを何とかしようと思っているインテリママと、ブランドものに熱心な小マダムのような母親が、一緒になってネットワークでできるのかどうか。私は、実際に地域を観察しながら、いつも疑問に思っています。そういうきめ細かいというか、そこまで踏み込んだ対策ができるのかどうかということが、本当に実効性のある対策になっていくのだと思っています。

○鈴木委員 私も、世の中の変化が大きいということについては今の御意見に賛成なんですけど、個人の生きがい追求型の社会に変わっているし、就労形態が変わってきて、多様化していて、所得構造も変わっていて、そういう中でいろいろな問題が出てきていると思うんです。では、それにどういうふうに対応できるかと考えたときに、本当に個人のメニューをつくらないとだめなのかなと、現場では痛感しております。

乳児院という現場で、お母さん、お父さんが子どもを育てられなくなってしまったときにお預かりして、地域子育て支援センター事業をやって、地域のお母さんたちのサポートをしているんですけども、本当に要望が個別化している。そういうことを考えたときに、具体的な施策に結びつくことを申し上げようとするれば、やはり地域に拠点があって、その拠点で各ケースについてアセスメントして、マネジメントできる人がいて、いい連携がつけられるということが一番有効かなと思っています。確かに、その人のニーズに合っていないと網にかかってこないということがありますので、ニーズを的確につかんでいくことが必要だと思うんです。今、切実に思っているのは、そういう拠点があって、そういう拠点でいいプランがあったときに補助金があれば、一番やれるかなと。

先ほど網野委員長が在宅支援ということをおっしゃって、私はこれから在宅支援でもっといろいろと考えたいと思うんですが、在宅支援に関しても、ヘルパー派遣でいい場合と、そうではなくて、遠距離で訪ねて行くような在宅支援のほうがいい場合とか、御家庭によって様々だと思うんです。その御家庭のニーズをうまくキャッチして、いい援助ができないと、やはり孤立化というのは続くと思うんです。そういう試行錯誤をしなければいけないと思うし、なぜ試行錯誤をしなくてはいけないかという、やはり今、急激に社会が変わっているんだなと痛感しているんですね。個人の価値観に対して、いい悪いを簡単に言えない社会だと思うんです。皆さんそれぞれ自分の思いで生きておられるから。そういう中で、相当個

別化したプランを持って支援をしていく。

自立に対する考え方も、就労と考える方もいらっしゃるかもしれないし、就労していなくても、これで自立だと思える方もいらっしゃるかもしれないし、そのくらい幅広くなってきてしまったと思うんです。最終的にはやはり就労だと思えるんですけども。そういう中で、地域にそういうことを取り上げられる拠点がやはりたくさんあってほしい。拠点にそういうことをマネジメントできる人がいてほしい。だから、人の養成とか、実際のプランを実行する場合の予算が欲しい。NPO法人の方は、そういうのに取り組んでおられるし、民間の資源をかき集めてそういうことをしていかなければいけないとおっしゃっていました。私も賛成かなと。踏み込んでという言葉が適切かどうかはわからないんですけども、実際、現場ではそういう必要性を強く感じております。試行錯誤しないと、次のいい施策が出ない。だから、在宅支援ももっと試行錯誤しないと、いいプランが出ないのかなと思っています。

○田辺委員 2か月ほど前、私の住む市の中で、子育てがつらくなる時という懇談会がありました。子育て中の方が十数名集まりまして、私のような年代の者は私1人だったんですけども、今のお母さんがどんな点で子育てがつらいのかなということをいろいろとそばでお話を伺っていましたら、多くのお母さんが、1歳までの間で2つの節目があるということをおっしゃっていたんです。

先ほど精神科医の先生からお話がありましたように、出産して大体1か月たちますと家庭訪問に来てくださるんですけども、家庭に訪問してくださる方は、時間をたっぷりとってくれるんだそうです。1時間から1時間半近くとってくださって、お母さんの話をとてもよく聞いてくださる。また、その方がある程度自分の親と似たような年代だと、子育ての不安から、いろいろなことを心の底から全部吐き出すように話せるというようなことで、こういう訪問制度はとても嬉しいということ、どのお母さんたちもおっしゃっていました。それと同時に、出産後1か月ぐらいの間に乳腺炎を起こす方がとても多くて、それに対応してくれる病院がなかなか見つからないということで、母乳を与えるということでも苦労するという方が多くいらっしゃいました。

2つ目の節目は、夜泣きを始める4か月から8か月ぐらいでしょうか。そのころに、夜泣きをすると、この子はもうずっと泣きやまないんじゃないかということで、育児パニックになってしまう。そういうときにすぐに対応できるところが欲しいということをおっしゃっていました。東京都でもそういうときの電話サービスなどがあるようですけれども、もっと身近に欲しいと、参加された方が多くおっしゃっていました。

あと、もう少しお子さんが大きくなりますと、認可保育所に空きがないために認可外保育施設に子ども預けているが、料金の差がとても大きいので、その辺の格差を何とか是正してもらえないだろうかというような声もありました。

それから、私の家のそばに養護施設があるんですけども、私もこの審議会のメンバーになりましてから、関心をもってといいますか、そこの養護施設がどうなっているのかなと思

って、ときどき注意して見るようになりました。何回か専門部会に出席する中で、18歳までの方が、皆さん昼間は学校に行かれるわけですがけれども、帰ってきて、やはりそこで集団で育つわけです。将来自立するということを考えたときに、やはり大きな施設の中で、集団で、また学校と同じような感じで育つよりも、家庭の温かさをこの子たちにも何とか味わってほしいなということを、とても強く感じるようになりました。18歳まで施設にいて、それから自立をといても、それはとても厳しいことだなというのを、今、毎日感じています。

以上です。

○網野委員長 今のお話の最初の部分で、例えば子どもが生まれて、わりと早い時期にそういうふうにサポートしてくれる方がいるというお話がありましたが、具体的にはどういう方が訪問されるんですか。

○田辺委員 市から来ると思うんですけれども。保健師さんなどが、出産後1か月以内に必ず訪問してくださるんです。お母さんに直接連絡が来まして、何日にお伺いしたらよろしいでしょうかということで訪問して、本当によく話を聞いてくださるということを、皆さんおっしゃっていました。

○高塚委員 高塚です。私は臨床心理士なので、臨床の現場でいろいろな子どもの問題や子育ての問題等に直面することが多いんですけれども、感じたことを率直に申し上げさせていただきます。

今でも、例えば経済的に余裕がある親の中には、生まれた子どもを、小さいときから幼児教室やスポーツ教室に預けて、学校に行ったら、先生にお任せして、そして、子育ての負担感がない分だけ、とてもハッピーな人生を送っている人がいます。ところが、そういう親御さんに育てられた子どもに限って、いろいろな問題が表れることが多い。つまり、それは親の中に、子育てって一体何をするものかという認識が十分に持っていないんだと思います。

仮にこういう施策を通すことによって施設が充実します。子育てしながら働くこともある程度保障されます。いろいろなことが充実すればするほど、その親の負担感はなくなっていくんだけれども、肝心の子どもへのかかわり方は、より薄くなって行って、さらに子どもの問題が起きてくるというような、そういう事態も、ある意味では危惧しておかなければいけない。

そうすると、福祉というのは、単に施策として施設を充実させたり、子育ての負担を軽減させるようなことだけではだめであって、親となるのはどういうことなのかとか、子育てにおいて何が大事なのかということをしかりと認識してもらおうようなことを育んでいくべきである。まさに教育の問題ですね。先ほど松谷委員から、妊娠したときからのかかわりが

大事だというお話がありましたが、私は、そうではないと思う。本当は高校あたりで、将来自分たちが家庭を持って、親になっていくというための予備教育を、カリキュラムの中に盛り込んでいく。そして、そういう認識を育むような施策も、次世代育成支援施策の中には十分に盛り込んでいくべきだ。

なぜそういうことを言うかというのと、私は大学で臨床心理学とか精神保健学の授業を持っているんですけども、そうすると、学生たちがやってきて、私の講義の中で、子育ての問題、特に幼児、児童期のいろいろな問題というのを聞いて、初めてわかったと言うと同時に、うちは親にきちんとしたかかわりをしてもらわなかったと。さらに、臨床の現場にいると、最近、私はアダルトチルドレンですとって相談にやってくる人が非常に増えているんです。いろいろな本が出てきて、要するに十分な子育てを受けなかった人間がアダルトチルドレン化するという情報が入ってくると、自分は親とのかかわりがこんなに薄かったんですよと。そういうことを聞くにつけ、やはり親が親たり得るための資質教育というものをどこかで取り込まなければいけない時代に来ているんだと思います。それは、福祉という領域だけでカバーできるものではないだろう。教育という問題をその中にしっかりとコミットする。

そうすると、例えば今回の資料の「少子社会における東京の子育て支援」にある、提言2の「若い親が『親』として成長するための支援を強化すべき」というのと、提言5の「子どもの健やかな成長のため、人格形成の基礎となる幼児期からの豊かな心の育成を図るべき」というのは、わずかにその問題が指摘されているんですね。しかし、これに対して具体的にどうするかというのは、さらっと流しているというか。例えば、幼稚園と保育所が連携するというところまでは来ているけれども、では、小学校ではどうなのか。特に難しい思春期の問題に対して、教育の現場では何をすべきなのか。さらに、先ほども言ったように、高校生ぐらいになって、やがてヤングアダルトとして、妊娠、出産という可能性も出てきている人たちに対して何を育むかというのは、教育現場との意思疎通を相当図らなければいけない。僕はそれが連携だと思うんですよ、本来の意味ではね。確かにいろいろな形の連携はなされているけれども、私も山田委員と同じように文部科学省系統のいろいろな委員会などに出ています。文科省は文科省でみんな連携、連携と言う。福祉のほうでも連携、連携と言うんだけれども、例えば福祉と教育が具体的にどういう連携をとっているのかという具体例がさっぱり見えてこないことがたくさんあるんです。

福岡市の施策の中に、子ども相談センターというのを初めてつくって、そこに教育相談所と児童相談所を合体した相談機関をつくったんです。東京都だってそのぐらい踏み込んで、教育委員会とか福祉施策という枠を超えて一緒に窓口をつくるぐらいの大胆なことをやっていかなければいけない。それができて、初めて連携という名に値すると思います。そのところを果たしてどこまでできるのかというのが、私の1つの問題提起です。

それから、あえて申し上げますが、皆さんご存じのように、2人の男の子が殺害されるという痛ましい事件が起きました。それは父子家庭であったと。今、確かに母子家庭の問題と

というのはわりと言葉としてもスッと定着しているけれども、父子家庭の問題というのが大きくなり大きい問題になりつつあります。私も臨床の現場で、父子家庭で子どもを抱えているお父さんなどに相談を受けるんですが、施策があることすらも知らない父親がたくさんいるわけです。ひとり親家庭という言葉は、お母さんだけではないんですよということを言っても、そんなことは知らなかったとか、あるいは、行きづらい、行っても、父親という立場で入っていけないということと言われる方がたくさんいます。そうすると、やはりまず文言から、ひとり親家庭というのはお母さんだけではなくて、お父さんの場合もあるということを明確にすべきだし、行きやすい、入りやすい、そういう窓口設定をしたり、受け答えする相談員も、そういう視点でもっていかなければいけない。

例えば女性の場合には、確かに今まで大変だったから、女性センターというような施設がありますね。女性は、女性センターの存在は大体知っていて、そこへ行って、いろいろな情報を得る。男性はどこに行けばいいんですかと聞かれることがよくあるんです。女性センターというのがあるんだったら、今の時代は男性センターもつくったほうがいいんじゃないでしょうか。男性だって、今、困っている人は大勢います。あるいは、もう男性、女性などという枠を取っ払った施策を何か打ち出すべきではないかという疑問も、私は持っています。

○米山委員 米山です。小児科医ですが、仕事先が障害児の療育ということで、障害児の支援ということもやっております。また、10年ほど児童相談所でお手伝いをさせていただいています。

私も10年ほど前に、イギリスでいろいろと勉強させていただくことがあったんですが、実は90年代に、こういう子育て支援、子どもを社会で育てるといような、ニューピン(N E W P I N)ということがイギリスで始まったりもしていました。少子化対策とか、あるいは共働き家庭への支援ということでは、大体北欧の政策などを参考にすることが多いかと思えます。実際に医療の現場を見ると、例えば親が病院に子どもを連れていく場合、それが仕事を休んだり、休み時間に行くということだけでなく、就業時間内に認めるというようなことを、スウェーデンなどは当然されていると思えます。そういうような、いろいろな手当ということは大変だと思えます。

具体的に考えてみますと、例えば医療現場だと、東京都は子どものERなどをいろいろ進めてきたと思うんですが、現実の現場では、新聞でもよく話題になりましたけれども、小児科医が過労死するとか、バーンアウトして自殺してしまうということが実際にありまして、もう破綻している状態があります。子どもがどの時間でもかかりやすいという医療の体制をきちんと整えていただくことは、安心して子育てができる1つの要素になると思えます。それが1つ。

それからもう1つ、資料3の行動計画策定指針を見ていますと、11ページにとってもいいことがいろいろと載っているんですけれども、具体的などころで申し上げます。私は児童相

談所も経験して、見ているんですが、11ページの7番、要保護児童への対応のところの一番下に、障害児施策の充実と書いてあります。これはとても大胆なといいますか、東京都も考えていらっしゃると思うんですが、御家族も、あるいは私たち現場の者も常々感じていることでして、例えば、1つは児童相談所の今の機能として、今日の資料にも障害児のいろいろな相談数が載っていますが、今回療育課という新しい課ができたものですから、こういったところが児童相談所の機能として分割するというようなことがなされると、児童相談所の機能がよりスリム化して、本来的なと言ったら失礼かもしれませんが、いろいろな機能が持てるのかなというように考えています。それが、子どもの相談だとか、そういったことの充実になるのではないかと思いますし、障害児あるいは障害児者についてのいろいろな相談は、重度心身障害の場合は、60歳になっても児童相談所が扱っているというような現実には合わないいろいろな部分がありますので、その辺を考えいただくと、障害児の施策の充実につながるかなというように考えています。

それから、子どものサポートということで、先ほど高塚委員からも話がありましたが、子育てということで申し上げます。中国はずっと1人っ子政策をしています。今、若い世代、将来リーダーになる1人っ子たちがなかなかうまく大人になっていかないというのが、問題になっていて、今後の先というのが非常に厳しいと言われていています。その中で、教育がどうなされるかと。親になってからの子育てということももちろん大事なんです。教育の中で、子どものときから子育てを経験するなどの機会を与えられるということはとても大事かなと思います。

もう1つ、これは企業の上の方々もそうかもしれませんが、私たちは、子育てはやはり母子関係が大事だとすぐに言います。保健所の保健師さんたちもみんな言われていらっしゃるんです。私の個人的な見解であるんですが、日本の母子関係論というのが随分強く言われた時期がきつとあって、その弊害というのはかなりあるだろうと思うんです。ですので、企業の雇い主側のほうも、母親が子育てをすることについては当然時間を割くわけです。医者の中でも、母子関係が大事だと強く言っている発達学の専門家ももちろんいらっしゃいますけれども、一方では、北欧とかの共働き、あるいはいわゆる核家族が進んだ社会では当たり前のことなんです。大家族で見ると同じように、やはり社会が育てるといふか、周辺が見る。そういう意味では、本当に子育て支援ということが大事になってくると思うんです。子どもって自分の親じゃないと、といいますか、確かに安心できる、安全な環境で育てることが一番大事なんですけれども、それをただ親子で一緒にいれば育つのかという、そうではないということ。その辺の、母親ではないとだめだというような、その意識を変えていかないといけない。統計的にも、社会が育てることで、子どもが質的に落ちているということはないことがわかっているわけです。その意識改革ということが、次世代育成支援を推進していくことになるかなと私は考えています。

以上です。

○渡辺委員 渡辺でございます。

子育て支援について、まず2点。若い親が親として成長するための支援というお話がありますが、以前に、お母様方にインタビューをとらせていただいたときに非常におもしろかったことがあります。東京のある市だったんですが、30代の前半で第1子を育てていて、第2子を30代後半に産むか産まないかということが非常に大きな問題だという悩みを聞いたことがありました。30代の女性というのは、高卒あるいは短大、大卒から出産までの間、8年から10年、自分の時間というのを持って、自分のためだけの、自分を育てる時間を持ちながら、つまり仕事をしながら過ごし、そして30代になって出産する。そうすると、子育てに対して持っているイメージとか、子どもを持っても自分の自己実現を捨てないとか、様々な世代によって少し違ってくるのではないかということ。さらには、そういったお母様方が一番おっしゃるのは、自分の時間と、それから体力が欲しいというようなことだったりするわけです。そうすると、1つの考え方として、言葉を変えただけということもあるかもしれませんが、子育て支援というよりは、親自身のエンパワーのような、そういう視点を変えたところでの施策がないだろうかということを感じています。

それから、今度は少し矛盾するんですが、それだけの社会経験を積み、社会性を持った人たちが30代で子どもを産めば、じゃあ、子育てに不安はないかということ、実は全くそういうことではない。結局、第1子で初めての経験というのは、だれにとっても不安です。少なくともインタビューをとらせていただいたお母様方はすべて、初めてのことは不安だらけだったとおっしゃっています。そうすると、今まで委員の先生方から様々な御意見がありましたが、要は個別ニーズにどれだけアクセスしやすい、お母様方がアクセスしてきやすいメニューを揃えるかという話に最後はなるんですけれども、東京の子育て世代の本当のニーズを、もう1回別の観点で洗い直していただくという必要はないのだろうかということも思いました。

もう1点、同じインタビューをとっていたときに、親のライフサイクルと子どもの成長の時々では、確かにそれなりにサービスはある。しかし、特に第1子で感じるようですが、思春期までお子様を育てていらした方は、子どもが大きくなれば、実は次々と問題が出てくるんだと。その世代世代で出てくる。思春期になれば、思春期の問題がある。そうしたときに、できれば誕生のときからずっと見てきてくれるような、専門の相談できる方がいないだろうか。これは本当に無謀なことだということはあるんですが、今は、そのあたりが非常に細切れになっていると思います。自分の若いころ、あわせて子どもの小さいころから一緒に歩んでくださるような方が地域にいと、少しほっとするんですというお話を聞いて、ある意味ではそういうふうなサービスが、行政の中では非常に難しいけれども、でも、ニーズとしてはあるんだなということを感じたことがあります。

次に、要養護児童のことで感じたことを1点お話しさせていただきます。今、児童養護施設の中で非常に養育の困難性を持ったお子様たちが入っていらっしゃるということは周知のことですけれども、特に現場の先生方が頭を悩ませていらっしゃるの、やはり特に高齢

児処遇。思春期の問題をいかに乗り越えていくかというところに非常に難しさを感じていらっしゃるような印象を受けております。虐待問題と少し関係づけてお話しすれば、虐待環境に長期に放置されていたお子さんたちへのケアは、やはり予後がいいとは決して言い切れないのではないかと。むしろ非常に重篤なケースが多いのではないかと。それから、長期に入所している子どもたちが、思春期になってまた問題を起こしてきてしまうということも、数として、実態として確認したわけではありませんが、感触として、現場感覚としてあるのではないかと。それから、非行や虐待の問題等が出てきますが、これも漏れ聞くとところによりますと、例えば児童自立支援施設、養護施設でもそうですが、リストカットを含めて、情緒障害的な問題を有してくるといいますか、出してくる子どもたちも増えているという話も聞いています。何を申し上げたいかといいますと、やはり高齢児の特別な精神的なケア、医療的なケア、その部分が、どうも施設処遇としてもサービスとしてもなかなかつながりにくく、提供できないような現実があるのではないかとということです。

最後に、これは実は、お話しするのに勇気が要るんですが、あえて申し上げたいと思います。虐待がこれだけ問題になり、虐待の状況から子どもたちを救うためにということで様々な啓発活動が行われる中で、一般の方たちの認識が大分高くなってきたために起こってきていることだと思うんですが、ある方から御相談を受けたことがあります。その方は、1歳半のお子さんがいるのですが、非常に泣きやまないお子さんなんだそうです。そのお子さんがあやしていても泣きやまないで、放っておいたんだそうです。そうしたら数日後に警察が来まして、お家で虐待をしているという通報がありました。事実はどうなんですかという訪問を受けた。実際にそこで何が起こっていたか真偽のほどは確かではありませんが、少なくともそのお母さんは、近所にどういう目で見られているのだろうか、自分自身がそういう親として見られているのだろうかということで非常にショックを受けたということがあります。これは光と影のようなもので、子どもたちを救うためには必要なことなんです。そのお母さんが、例え不適切な養育をしたとしても、そうすることで、さらに陰に隠れてしまう。虐待していると思われたくないというために、さらに沈んでいってしまうというあたりをどう掘り起こしていくか。政策を進めるときに、そのメリットと同時に、その影の部分というのがあるかと思えます。

それから、子育て支援と言われたときに、未婚の、出産を選んでいない女性というのは、正直申し上げて非常に肩身が狭いということが、実感としてあります。そういう法律ではないということはわかっている、うたわれている、社会的な、一皮むいたところの認識として、被害妄想的であるかもしれないけれども、責められているような気がしている。そういうふうな実感をあえて申し上げますが、政策を進めるときに、片方で、そのことで泣くとか、何らかの影響を及ぼされる部分までの範囲を見てほしい。できればそういった部分への配慮も、法律の制度やサービスの中に盛り込むことはできませんけれども、しかし、姿勢として打ち出されることがあってもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○近藤委員 ただいまいろいろな御意見をちょうだいしたり、それから、都のほうでも立派ないろいろな資料をたくさんつくっていただきました。先ほどの御意見の中で、統計は平均値であるというようなお話がございましたけれども、確かにそうかもしれません、それによって、うちはそれよりいいとか悪いとか、いろいろな考え方があるかと思えます。

ただいまの渡辺委員のお話のような虐待のことにつきましても、私は常日ごろから関心を持って見ております。今、虐待が問題になって、児童相談所がどうか、いろいろとお話がございすけれども、東京の人口が1,200万人に対して、児童相談所の児童福祉司さんが177名だというようなお話を伺うと、これは児童相談所の方も一生懸命やっぺらるんでしょけけれども、つい訪問でなくて電話になるというようこともあるかもしれなと思えます。今回問題になっているようございすけれども。そういうようことで、児童相談所はどちらにしても子どもの側に立って進めていただくことがまず第一だと思えますし、それから、親に返してくれと言われても、そうですかといっぺ返してしまうようではいけなと思えます。こうすればよかつた、ああすればよかつたと、後になって考えるのではなくて、やはりそのときに慎重に、その後のケアとかを考えていただければ一番いいと思えます。

それから、私、実際に児童委員としていろいろとやっぺらしております中で、とてもいい児童福祉司さんにお会いするんですが、他の児童課の方がいらしてもそうです、惜しいことに人事異動がよくあつて、急に税務課へ行きました、土木課へ行きましたと、全然違う部署へ出たしまつたりするのは、無理もないことかもしれなせんけれども、残念です。あの方は子どもにとって非常にいい方であつたといっぺときに、そういうときに引きとめるわけにもいけなないんでしょけし、仕方がないのかなと思えますけれども、それをちょっと考えていただけたらいいなと思っぺらしております。

また、児童環境づくり協議会の提言にいろいろと出っぺらしておりますけれども、やはり意識改革、細かく具体的に申し上げますと、虐待がない社会がいいんだといっぺのは、これは当然のこと、スローガンとして上げられておりますけれども、児童相談所の問題ばかりではなくて、虐待をしてしまわなければならなような親の状況、複合的な状況がその陰にはあるわけです。やはり親の状況、生活環境、経済環境とか、いろいろな中で、思わなくても虐待してしまうというよう方向に行ってしまうのであれば、私は今、里親認定部会に入っぺらしておりますけれども、里親さんが手を挙げて、そういう子どもたちを見ていただければ。

この間もちょうど里子たちの作文コンクールがありました、それを拝見し、その子どもたちのほんとうの生の声作文につづられているのを読みましたときに、子どもは親を選べないでこの世に出てくるわけございすけれども、不幸にして虐待を受けて、父親と母親が別れてしまつて、自分たちがどうしようもなくて施設に入った。そして里親さんのとこ

ろに行ったときに、こんなに温かい家庭があるんだと。それで、ともに生活する中には笑いもある。笑いは親子の間隔を縮めるんだと。そういうようなことが書かれていました。

ただ、子どもというのは、遊びが大事だと思うんですね。今の親は、例えばスキーに連れていった、ディズニーランドに連れていったというようなことを、遊びとつなげているかもしれないけれども、そうではないと思います。やはり子どもには、遊びをいろいろと自分たちで考えて、子ども同士で遊んで喜ぶというようなことを経験してほしいんですが、今は、少なくなっていますから。そんなところも具体的なことで申しわけないんですけども、私は、嫌なことを伺ったときに、臭いものにはふたではないですけども、もとを断つような、そういうような世の中にしていきたいなと痛切に感じましたので、一言申し上げておきました。

○瀬戸委員 教育のことが幾つか出ましたもので。私、文部科学省と20年ぐらいつき合っていて、実は今日も、昼、次官以下との懇談をしてきたんですけども、今の文部科学省が頭にあるのは義務教育費の国庫負担のことが8割ぐらいで、あとはほとんど抜けているような感じがあります。その中で、今日の話の中で文部科学省の言い分ももつともだと思ったところは、今度の三位一体改革で、国と地方自治体とで話をして補助金を削るわけですけども、その削った分の内容を、子どもに関するものとそれ以外のものと分けると、子どもに関するもののほうが圧倒的に削られているというような分析をしてきたんです。文部科学省が支持を得るためにというところがあるんでしょうけれども。

それは確かなところもあって、きのうでしたか、OECDが発表した国際比較調査によると、大学、高等教育に対する公共的な支出というのは、ずっと前から先進諸国の中でも最低水準ということが言われていましたけれども、これは初等、中等教育でもそうなんです。初等、中等関係でもかなり額は少ないんです。国がかけている額ですね。GDP比ですけども。それは、例えば30人学級1つでできなかったということにもあらわれていると思いますけれども、やはり日本という国は、GDP比でいうと公共事業が突出して多い国で、教育に関する、次世代の子どもに関する金のかけ方というのは非常に少ないというのは客観的事実としてあると思うんです。

もし、ここで言う次世代育成支援対策推進法が、計画的に少子化対策に取り組むということであれば、そしてそれを受けて、都がこういう形で策定するのであれば、必要なものには金をかけるということを宣言するというのが一番確かだと思うんです。いろいろな提案をして、いいことをたくさん言っても、実現すればいいですけども、実現しないこともたくさん出てくるでしょう。実際にその金というのは、今までの委員の方からの御意見もありましたけれども、それぞれ現場からこういう予算が欲しいとあげても、つかないということは結構あるわけです。必要なのに。全体の予算額から見れば、その額の1つ1つは、ほとんど大した額ではないと思います。だけど、実際にこういう財政状況になってくると、そういう福祉とか教育とかというあたりが、わりに犠牲になって削られる。NPOに対する支援など

も削られていますよね、東京都の予算は。そういうようなことがいろいろなところに出てくるので、もともとのところは少子化対策ということがあるわけですが、少子化というのが本当にいけない、次世代育成というものをやっていかないと社会が成り立たないということであるならば、これには必要な金をかけるんだということをしきりと宣言してほしいなと思います。

それで、この策定指針にある7項目についていえば、それぞれ言いたいことはたくさんあるんですけども、7番目のところにやはり特に力を入れてほしいと思います。時間がないのであれですが、婚外子の問題などは、少子化を考えるにはやはり切り離せない問題だと思うんですけども、そういうことも含めて、婚外子の人たちというの、就職その他でいろいろなところで非常に不利益をこうむっている部分がありますし、対応が必要です。東京都だけでできることというのは限られてくるかもしれませんが、そういう点も念頭に入れてほしいなと思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

そろそろ審議の予定の時間が近づいたというより、もう押し始めました。できれば全員の委員の先生方からお話しいただきたいと思うのですが、本当に1つ1つかなり重要なことが入っておりまして、もう少し延ばしてよろしいでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 大丈夫です。

○網野委員長 それでは、順にお願いします。

○玉木委員 簡単に言います。私は子育ての専門領域の者ではありませんが、前回のときに、これはどういう部分を論じているのか、要するに緊急性があるもの、いわゆる療育に欠ける人たちのセーフティーネットを論じているのかどうかということをお話してもらったときに、セーフティーネットのほうだという印象を持ったんです。そうであるとすれば、例えば虐待の場合に、プライバシーだとか個人の多様な価値観だとか、いろいろなものに配慮しながらやっていると、子どもが殺されちゃったりすることがあるわけです。そういう緊急性のあるもの、救命救急に類するものと、それから、いわゆる皆さんの現場での豊富な経験で気づかれたことを、破れ窓理論ではないけれども、パッチワークをきちっとやっていけば、そのうち、もう1人産んでみようかという社会ができ上がっていくだろうという方向もあると思いますが、やはり分けて議論しないとわかりにくい。そういう意味では、ベトツと書いてあると、どれが重要なのかとか、そういうことがよくわからないので、先ほど山田委員がおっしゃったように、収入だとか、インテリジェンスだとか、環境だとかいうタイプで対応しなければいけないことは、毅然として対応していく。救命救急的なアピールみたいなものは別に

考えて、すぐに手を打っていくということと、そうでないことを分けてお考えになられたほうがいいのではないかなという印象を持ちました。

○福田委員 今まで、主に子育てのことで話されてきたのですが、各委員から大体4つの指摘があったと思います。1つは落ちこぼれという言葉が適切かどうかわからないのですが、一種の多数派から離れた人たちの対応、すなわち定職を持っていない人たち（フリーター）をどうするかということに対する課題。2番目は日本人の意識改革。子育ては社会の責任であるにもかかわらず、子どもは母親が育てるのだという思い込みを変えなくてはいけないのだと。3番目は、私たちが教育というと知識教育が主で、暗記にたよる詰め込み教育になってしまうこと。やはり子どもの権利とか、親に何が必要なのかとか、そういう資質教育が必要だということを指摘されたと思います。4番目は、今日の児童福祉施設では、虐待による施設への措置が多く、児童福祉施設の6割以上占めているのにその児童たちへのメンタルケアが不十分ではないかという指摘があったと思います。

私がここで言いたいのは、民間企業の経験から東京都が何がしかを吸収して、子育て施策に反映できるものがあるのではないかなということです。以下事例的に説明していきたいと思います。

国の行動計画策定指針や東京都児童環境づくり推進協議会の提言を読ませていただくと、おしなべて総花的で、目的とか計画は明確に示してあるのですが、具体的な内容となると各事業体の裁量に委ねる形になっています。罰則や恩恵がなく、とにかく各事業所で計画を提出しなさいということなのですね。中小企業は別ですがとりあえず300人以上の事業所を対象に計画の策定を義務づけられました。しかし国側の進捗状況のチェック機能とか、税制面での特典とかがうたわれておらず、具体性に欠けているのは否めません。民間企業に勤めている者として、逆に言うと、企業主に対して出産休暇や子育て休暇をとりなさいとか数字で列挙して迫ったとしても、企業は慈善事業ではないのですから、個々の事業体にどのようなメリットがあるのだということが明確でない限り実現は難しいと思うのです。休暇を増やすとか人員不足の不安を解消する方策をとっても、よほど経営トップの意識改革をしない限り、なかなか推進されていかないと思うのです。

例えばNECは策定計画の中で子どもが生まれれば育児手当を5万円支給するというのがあります。その他リコーや資生堂にしても福祉事業の中での支援金という域を抜けていないのです。地域社会や子育てそのものに男性社員がかかわりあうというのはまだ道遠しの感ありというところですよ。

企業というのは、社会や経済の情勢が急激に変わる中で、新たな成長の波に乗るために、また同業他社との競争戦略に依拠して働いているわけです。民間企業人は、常に急速に変化する社会経済の中で、自ら将来の展望をどのようにしたいか、何をすべきかというのを真剣に考えています。果たしてどれだけの企業が次世代育成支援に協力できるのか。

ここで外資系企業の中で例を挙げてみたいと思います。ここで企業風土の問題があります。

外資系会社は今の日本の包括的、総花的というよりも、多様性に富んでいて、その企業によってまるっきりやり方が異なるのですね。例えば土曜日や日曜日になると外人スタッフは会社に自分の子どもたちを連れてきます。どのような職場に勤めているかを自然に見聞させており、同僚の日本人を子どもたちに紹介して人見知りをしてないようにさせています。日本のように行事ですませるのではなく、自然な形でするし、6時になると“なぜまだ働いているのだ”と外人上司は巡回をする。なぜ早く帰るよう急かせるかという、“自分が家族と夕食をしたい。だからおまえたちも早く帰れ”と。そのような企業風土の違いが子育て教育に影響すると思います。アメリカの国土は広いことから、自然環境に恵まれた企業とか、保育所を企業内に設置して昼食は子どもと父親と一緒に食べられる企業などは人気がある。日本の学生による企業人気の尺度が違う。ネクタイをしないとか、朝には会社の運動場でスポーツをしてからの勤務形態が許されるなど多様性に富んでいる。働き方をめぐってそういう企業風土にも変化をもたらさないと次世代育成策は変わらないですよ。

その中で東京都児童環境づくり推進協議会は、政府指針より突っ込んだ提言をしてはいるのですが、あそこでやっているからこちらでもするというメニューではなく、利用者のニーズや市場を綿密に調査して対応することが必要です。民間企業は効率的だと思えば即実行しますね。例えば私が外資系の本社に行ったときにびっくりしたことは、昼食メニューの注文をとりよせたことです。なぜかと聞いたら、コックが社員食堂にいて健康管理から個人の食生活上の食べていいものとまずいものを聞くというのです。地下にプールがあるというのも、彼らは健康管理を重視するからプールがあるのは当たり前という。そのような形で今の次世代教育というのを、企業に対して健康管理とか勤務のフレキシブル性が社員の能率効率化に良いからと同じように、プラスの機能面を強調してやっていくと、企業側も協力しやすくなる。研修に力を入れるのも、目標が同じでもモチベーションが違えば取り組み方が違いますよね。

前期の審議会では、保育サービスをテーマに話されてきました。保育所と幼稚園とではサービス内容に重複している面もありますので、いろいろと変わっていくのかもしれませんが、保育所入所待機児童平均が5.4%（旧定義で算出した数）もあるというのは、民間企業では考えられないことです。規制を緩和して企業の参入障壁を低くし、国や都、区市町村サービス内容で連携をとっていけば、入所待機児童はすぐになくなることでしょう。

最後に子育て支援ということ言えば、子育てに困難を抱えている親子、具体的には地域から孤立した家庭やひとり親家庭の支援でしょう。一部で試行されているように、子育てを経験した先輩が家庭を訪問して支援する方法や、母親たちの横の連携を強くするための子育てサロンのような場所を持つとか、あるいは夜間のホットラインを制定するとか、様々な支援策が考えられます。ここで大切なのは、当事者のニーズをきちんと把握すること。そして細やかにしかもスピーディに対応することであろうと思います。当事者の要望を無視して上からの施策を押しつけることは歓迎されません。当事者の必要というのは、地域差時間差があり必ずしも一定しません。全国一律的な対応ではなくて、具体的に地域に根ざしたNPO

や市民団体を財政的に支援して生かすことが最も望まれていると考えます。

○網野委員長 かなり時間が過ぎましたので、お願いします。

○藤井委員 簡単に言います。

1つは、アメリカも、あるいは欧米も、大変少子化が進んで、子どもが少なくなった時期がありました。それが回復してきた理由の1つが、大幅な手当だということを聞いております。例えば児童手当とか、あるいは母親が働いているときの、子育てで休んでいるときの休業補償、こういったものを大幅に拡大した結果、子どもが増えてきたという話でした。日本もまだまだ、予算を見ますと、高齢者福祉に対する予算と子育て支援に対する予算を比べれば雲泥の差で、子どもの分が少ないわけですから、そういった意味では、思い切って少子化対策に対する予算の拡大、諸施策の拡大を図るよう、これは東京都と国と連携して進めていくように、今後取り組むべきだと考えております。

2点目は、先ほど高塚委員がおっしゃったように、教育というのがやはり大変重要だと思えます。今の日本を見ますと、どこの社会も、いわゆる失敗をしない、失敗をしないように生きていく、働いていくというのが、風潮だと思います。自分が失敗しないで、チャレンジしないで生きていけばいいというような風潮がどうしても底流にある。そういった意味でも、日本の教育というのをやはり見直さなければならぬと思えます。子どもたちがもっと未来に希望が持てる、自分が将来何になるんだ、日本のために働くんだ、世の中のためにこうするんだという、子どもたちにそういった夢と希望があふれる、そういう将来像を大人がつくっていかなければいけないと思えます。

そのためには、1つは、小さいころから職業教育をして、職業観というものを植えつけていかななくてはいけないと私は思います。小中学校あるいは高校での、職業に対する考え方、まさにそういったものを教育の中でしっかり訴えていくと同時に、インターンシップではありませんけれども、体験というのが大変重要だと思います。神戸では、私も見てきたのですが、小学校4年生になりますと、1週間なり10日なり、自分の好きな職業のところに現実に働きに行つて経験するということをして、子どもたちに大変大きな影響を与えているというふう聞いております。また、アメリカでも、子どもが自分のお父さんの職場に行つて、お父さんの仕事を1日見るということによって、お父さんの存在を見直すという例がございますので、今後、子どもが自分の親がどういう仕事をしているのかということを見られるような日をぜひ設けたらどうか。子ども参観日とか、そういったものを実現していったらどうかと思えます。

もう1つは、東京などは、やはり自然と触れ合うことが少ない。例えば埼玉県の子どもさんたちは、埼玉県には海がないとか、そういう触れ合えるところがないですから、東京の大島に行つて、ダイビングをしたり、釣りをしたり、あるいはアシタバを取つたり、そういった自然と触れるというようなことで、交流をしておりますが、東京でも、持っている資源

を活用して、自然と触れ合うような教育、命の尊さがわかるような教育というのも今後大事だと思っております。課題を見ますと、幅広くて、次世代育成支援対策といっても本当に数限りなくあるので、どうやってまとめるのだろうと考えておりますけれども、幅広い中でやはり、重点的に大事な政策を今後まず議論していったらどうかと思っております。

以上です。

○江川委員　こういう委員会は全く初めての江川と申します。そして、本来ならば出しやばりなので、最初に発言して、最後に、今、藤井委員のようにコンパクトにまとめてもらったほうがいいかなと思いつつも、なぜか自分が最後になってしまって、非常に戸惑っているんですけれども。自立援助ホームという現場にあります。大学を出てから28年間、児童養護、児童福祉の現場にいますが、2点ほどコンパクトに喋りたいと思います。1つは、どうして虐待がこんなに増えてしまったのかなということです。それからもう1つは、自立援助ホームのようなアバウトな施設がもっと増えてほしいなと思っていること、この2点を述べたいと思います。

知識をひけらかすわけではないんですけれども、第1次ベビーブームというのがあって、1947年から1949年の終戦直後にたくさん子どもが生まれました。そして、それを今、団塊の世代と呼んでいるわけだと思いますが、その団塊の世代の人たちが1971年から1974年の間にたくさん子どもを産んだので、第2次ベビーブームと呼ぶ。そうしたら、どう考えても、それに、先ほどのご意見のように30歳に第1子を産むのであれば、2000年から2004年ぐらいの間は第3次ベビーブームになるべきだったのに、なぜみんな子どもを産まないのかということが、こういう委員会の立ち上げだと思うんですが、あに凶らんや、私の子どもたちも、一番上の息子は27歳になるんですが、バラサイトではないんですけれども、あいかわらず独身で、子どもを産んでおりません。そして、長女、次女もあいかわらず独身です。1人はバラサイトだし、1人は学生なんですけれども。

なぜ子どもを産まないか。私自身が23歳で結婚してすぐに、若くて収入もないのに無謀に子どもを産んだという世代にもかかわらず、自分の息子、娘たちが子どもを産んでいないということ。私は東京生まれ、東京育ちなので、東京のいい面も悪い面も大分知っているつもりなんですけれども、東京というところで子どもを育てたくないと思ってしまうことや、私自身も板橋区で生まれたのに、今、八王子に住んでいるということで、やはり緑があるとか、そういうことがすごく大事なかなと思いつつ、そういうことを、児童福祉審議会で発言しても一体何の施策になるのかと思いつつ。

そして、なぜ虐待が増えてしまうのかということ。これは、現場にいますと、確実に増えています。それから、虐待と言わずとも、暴力がなぜこんなに蔓延してしまったのだろうか。いじめの後に来たのは暴力だと僕は言っているんですけれども。

1998年の児童福祉法改正のときから常々思っているんですが、児童虐待防止法をつくったり、反暴力三法と私は呼んでいるんですけれども、児童虐待防止法、DV法、そして

ストーカー法という、卑劣な暴力に対して、国が法律をつくらなければいけない時代に、なぜ日本はなってしまったのだろうか。児童虐待の現場におりますと、確かにいろいろな親が、いろいろな理由で、いろいろな形の、考えられない暴力を子どもたちに振るっています。そして、振るわれた子どもたちが現に生きている。そして、生きていかなければならないということも、自立援助ホームにいますと、毎日毎日の日々の中で感じてしまいます。自殺をしてしまう青年もいます。やはり児童虐待の後遺症というのは、私は後遺症という言い方で言っているんですけども、確実に進行しているし、かつ確実に深刻化していると思います。そして、やはりこの辺の問題を、いろいろな専門家の方々に、なぜ子どもを産まないのか、そして、なぜ暴力が増えているのかということについて、もっと論議していただきたいなと思っています。

第2点として、自立援助ホームがアウトな組織であるということは、工藤委員のところの、いわゆる不登校であるとか引きこもりの青少年たちを対象とするフリースクールの方々もそうなんですけど、自立援助ホームも基本的には行政の中にない、ボランティアな組織だったわけです。そうした中で、今、自立援助ホームには引きこもり系統の少年たちは多くないんですけども、司法からは非行少年が来、教育からは、教育の中でドロップアウトしていく人たち、高校中退ということです。それから、福祉の関連からいけば、児童虐待、そして医療からいけば、児童期における精神の疾患を持っている少年たち、あらゆる分野から子どもたち、青年たちが来てしまう。そういう意味では、残念ながら、縦割りの専門分化していく行政施策とは逆の方向で位置があった。

工藤委員のところもそうなんですけれども、そういったいろいろなところからいろいろな相談を受けて、いろいろな子どもを受けていくと、きちんとした公的な援助を得ていないから何でもできてしまうという開き直りがあったので、公的な援助をどんどん受ければ、自立援助ホームもどんどん専門分化していかざるを得ないのかなと思いつつも、やはりお金がないというのはいろいろなことができないという意味で、児童福祉法に位置づけてもらいながら、そして東京都からは多くの補助金をいただきながら運営しているんですけど、こういったアウトな組織があったほうがいいと思っています。

例えば思春期の問題については、ここに電話をすれば済むというような、そういった紹介ができたり、相談ができるところがどんどん分化していくと、親、もしくは若い親たちは、3回電話すれば限度だと思えます。1回目に、ここではありませんと言われて紹介される、2回目にかけると、昼飯だと言われる、3回目にかけると、あさってならいるんだけどと言われたら、もうかけなくなってしまう。そうではなくて、やはりここにかければすべて解決するというような子育ての支援だったり、応援だったり、補助金だったり、いろいろな制度だったりがあるような組織づくりが絶対に必要だと思っています。私たちが、例えば人やほかの組織を紹介するときには、どこどこにかけなさいとは言いません。私がどここのだれだれさんに話を通しておくから電話しなさいねと言って、私の個人的なネットワークの中でわかり得る行政、司法、教育、医療を紹介しています。

何を喋っていいかわからなかったのも、ちょっと雑駁ですが。

○網野委員長 特にネットワークについてのお話ということでよろしいですか。ありがとうございました。

本当にいろいろな思いを語っていただきまして、私のほうで少しまとめようとは思っていたんですが、かなり時間が超過しましたので、この辺で委員の皆様方の御意見をお聞きする時間を閉じたいと思います。

この審議会は、具体的には行動計画を策定する役割を担っているわけではありませんが、むしろこのような、ある意味で大変なブレーンとしていろいろな立場から御意見をいただく、そろって御意見をいただくという機会は非常に限られておりますので、これらを踏まえて、今後具体的に協議会あるいは東京都の事務局でつくっていくこととなりますので、非常に幅広いいろいろな御意見をいただいたことを、ぜひまた取り入れたり、あるいは参考にさせていただきたいと思います。特に、行動計画は総花的であるという批判は、最初からあるんですね。先ほど来お話にありますように、どこに重点を置くか、財源をどこにもう少し絞り込むか、重点的に置くか、これも大変重要な課題かと思えます。

それでは、本日のこのテーマに関しての審議を終えたいと思います。ありがとうございました。最後に事務局から、朝比奈少子社会対策部長、お願いいたします。

○朝比奈少子社会対策部長 少子社会対策部長の朝比奈でございます。

本日は長時間にわたりまして御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。今、網野委員長がおっしゃられましたように、東京都はこの計画を今年度中に策定するということになっておりますが、10年間の計画でございます。5年で見直しいたしますけれども、かなり長いスパンの計画になろうかと思えます。そうした意味で、計画が、単に絵にかいたもちではなくて、具体的に、都民の方に見ていただいて、こういう形でこの計画を活用していきたいと思っていただけるような計画にしていきたいと思っております。

今日は委員の先生方から、ネットワーク化の問題、虐待の問題、今、非常に社会問題になっておりますニート（NEET）の問題、それから、福祉だけではなくて、教育の連携とのお話等々、貴重な御意見をいただきました。私ども行政は行政で、知事本局あるいは教育庁、都市整備局、生活文化局など、関連する各局で構成し、協議する場面を持っておりますので、そうした場にも今日出された意見をお伝えして、その中で十分取り組ませていただきたいと思っております。また、この計画をつくります次世代育成支援懇談会というのが別途ございますので、そちらにも、今日いろいろと出されました貴重なご意見は十分お伝えしていきたいと思っております。

今日は、本当にお忙しいところを、長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

○中山少子社会対策部計画課長 時間が超過しまして、本当に申しわけありません。それで

は、第2回の本委員会は、これで終了させていただきます。御審議をありがとうございました。

閉会